

## 「帯広市民文化ホール」指定管理者の指定結果

地方自治法第 244 条の 2 第 3 項の規定に基づき、次のとおり本市の公の施設に係る指定管理者に指定します。

### 1 公の施設の名称及び位置

名称	位置
帯広市民文化ホール	帯広市西 5 条南 11 丁目 48 番地 2

### 2 指定管理者

帯広市南町南 7 線 56 番地 7  
一般財団法人 帯広市文化スポーツ振興財団  
理事長 金澤 耿

### 3 指定期間

平成 29 年 4 月 1 日から平成 34 年 3 月 31 日まで